

富山県生涯スポーツ協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、本県生涯スポーツ・レクリエーションの普及と発展に尽力し、顕著な功績があった者を表彰するため必要な事項を定めることを目的とする。

(表 彰)

第2条 富山県生涯スポーツ協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する個人を表彰する。

- (1) 多年にわたり、本県の生涯スポーツ・レクリエーションの普及と発展に貢献し、その功績が特に顕著と認められるもの。
- (2) その他協議会が表彰することを適当であると認められるもの。

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状を授与して行う。

(追 彰)

第4条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、追彰することができる。

(感 謝 状)

第5条 第2条に定める者のほか、協議会が必要と認めた場合は、感謝状を付与することがある。

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成12年5月15日から施行する。

富山県生涯スポーツ協議会表彰規程細則

(目 的)

第1条 この細則は、富山県生涯スポーツ協議会表彰規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 規程第2条に基づく表彰は、功労表彰とする。

(功労表彰の基準)

第3条 功労表彰は、富山県生涯スポーツ協議会（以下「協議会」という。）理事または加盟団体の会長、副会長及び理事長並びにこれらに準ずる役職として通算10年以上在職し、特に功績顕著と認められる者。

(感謝状の基準)

第4条 規程第5条による感謝状は、次の各号に定める基準による。

- (1) 加盟団体の役員として通算10年以上を経過し、特に功績顕著と認められる者。
- (2) 協議会の理事を通算5年以上10年未満で退き、その功績顕著と認められる者。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、すべて協議会又は加盟団体長からの推薦に基づき、別に定める選考委員会で選考し、理事会において決定する。

附 則

この細則は、平成12年5月15日制定。

平成21年4月30日一部改正

富山県生涯スポーツ協議会表彰に関する内規

1 授賞回数

功労表彰状、感謝状の授賞は、各々一人1回限りとする。ただし、功労表彰を授賞した者には、感謝状を授与しない。

2 記念品

受賞者には、賞状額を進呈する。

3 推進方法及び人数

協議会及び各加盟団体から表彰規程及び表彰規程細則に該当する者がある場合、被表彰者の調査書を作成し、協議会会長あてに提出するものとする。ただし、各加盟団体からの推薦枠は、年2名以内とし、表彰者総数は、年30名以内とする。

4 表彰式

表彰は、理事会において行う。

5 表彰選考委員会の設置

第13条第1項に基づき、本協議会に専門部会として『富山県生涯スポーツ協議会表彰選考委員会』を設ける。

6 その他

協議会事務局職員で協議会発展に功績のあった者の感謝状については、協議会事務局が起案し、理事長、スポーツ課を回議し、副会長（教育次長）の決裁にて行う。

附 則

この内規は、平成12年5月15日制定。

平成19年5月11日一部改正